

北海道農政部における工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の特例措置について

※ 令和2年工事設計労務単価、令和2年施設機械工事等の労務単価及び令和2年度設計業務委託等技術者単価（基準日額）（以下「新単価」という。）の適用については、令和2年4月1日以降の入札から適用をおこなうこととしておりますが、令和2年3月1日以降に契約締結する工事等のうち、平成31年度の労務単価等を適用している工事等については、次の特例措置の対象となります。

1 対象となる発注工事及び委託業務

令和2年3月1日以降に契約締結するもの

2 特例措置の内容

平成31年度工事設計労務単価、平成31年施設機械工事等の労務単価及び平成31年度設計業務委託等技術者単価（基準日額）により工事価格及び業務価格を算出している工事及び委託業務については、新単価における請負代金額及び業務委託料への変更協議請求ができます。